

呉市内部統制に関する方針

1 趣旨

人口減少や少子高齢化の進展により、本市を取り巻く社会情勢は、大きな変化に直面しています。このような変化の中においても、直面する行政課題や多様化する市民ニーズに対し、限られた行財政資源（人役、予算）により的確に対応し、より質の高い市民サービスを安定的、持続的、効率的かつ効果的に提供していく必要があります。

そこで、本市では、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第2項の規定に基づき内部統制に関する方針を定め、内部統制体制を構築し、組織的な取組を進めていくことで、業務の適正な執行の一層の確保と、より質の高い行政サービスを提供することによる市民サービスの更なる向上を図るとともに、職員が安心して働きやすい職場環境の実現を目指していきます。

2 内部統制の目的

(1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

事務事業の見直し、業務の標準化、業務手順の明確化やICT等の最新の技術を活用した業務改善に取り組むことで、最少の経費で最大の効果を挙げるとともに、組織及び運営の合理化に努めながら、業務の目的の達成に向け、効率的かつ効果的に業務を遂行します。

(2) 財務報告等の信頼性の確保

予算、決算等に関する報告や政策の実施状況に関する報告等について、正当な手続に基づき作成するとともに、情報の適切な保存及び管理を行い、情報の信頼性の確保に努めます。

(3) 業務に関わる法令等の遵守

業務に関わる法令その他の規範を遵守するため、職員研修の実施等により職員一人一人が根拠法令等の理解を深めるとともに、コンプライアンスの徹底を図り、組織として法令等を遵守する体制づくりに取り組みます。

(4) 資産の保全

市が保有する有形・無形の財産や現金について、有効な利活用と正当な手続による取得、利用、管理、処分等により、適正な資産の保全に取り組みます。

3 内部統制の対象事務

(1) 財務に関する事務

(2) 適正な管理及び執行を特に確保する必要のある事務

4 内部統制の有効性の確保

この方針に基づく内部統制については、上下水道局及び行政委員会を含めた全庁的な体制を整備し、組織的に取り組みます。

また、内部統制の取組については、評価結果や監査委員からの意見等を踏まえ、適宜、見直しを行います。

令和4年3月14日
呉市長 新原 芳明